

1	審議会名	第1回 安曇野市自治基本条例検討委員会
2	日 時	平成28年9月21日 午後1時30分から午後3時35分まで
3	会 場	本庁舎 3階 共用会議室307
4	出席者	田村委員長、那須副委員長、木村委員、熊井委員、池田委員
5	市側出席者	宮澤市長、堀内市民生活部長、齋藤庶務法規担当係長、高橋庶務法規担当主査 宮澤地域づくり課長、山田課長補佐兼まちづくり推進係長
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0人 記者 2人
8	会議概要作成年月日	平成28年9月26日

協 議 事 項 等

1	会議の概要
(1)	開会
(2)	あいさつ
(3)	自己紹介
(4)	安曇野市自治基本条例検討委員会について（資料1）
(5)	安曇野市自治基本条例制定市民会議の報告書について（資料2）
(6)	議事
	①委員長及び副委員長の選出について
	②条文（案）について（資料3、4）
	③その他
(7)	閉会

2	会議事項概要
	委嘱書の交付
	【事務局】お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。第1回ということで、まず委嘱書の交付をさせていただきます。 （宮澤市長より委嘱書交付）
(1)	開 会
	【事務局】それでは、これより第1回安曇野市自治基本条例検討委員会を開会します。最初に宮澤市長よりごあいさつ申し上げます。
(2)	あいさつ
	【宮澤市長】自治基本条例は本市における最高規範ともいえるもので、市民の皆さま、市議会及び行政の役割と責務を明文化するものです。市民ワークショップ、市民アンケート、市民検討会議等を経て、8月5日に市民会議の報告をいただきました。それをもとに、条文の素案について検討をしていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
(3)	自己紹介
(4)	安曇野市自治基本条例検討委員会について 事務局から資料1に基づいて説明
(5)	安曇野市自治基本条例制定市民会議の報告書について 事務局から資料2について説明

(6) 議 事

① 委員長及び副委員長の選出について

【事務局】 安曇野市自治基本条例制定に係る市民会議等設置要綱により、委員長については市長が指名する委員、副委員長については委員長の指名する委員となっています。

委員長は田村委員にお務めいただきたいと思います。よろしければ、拍手をお願いします。

それでは、委員長に副委員長を指名していただきたいと思います。

【田村委員長】 委員長を仰せつかりました。皆さまのお力添えをいただきまして務めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。副委員長ですが、那須委員をお願いいたします。

【那須副委員長】 委員長を補佐し、精一杯務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。以降の進行は、委員長をお願いします。

② 条文(案)について

【田村委員長】 それでは、協議事項の②条文案について議題とします。市民会議の報告書をもとに、事務局が条文の素案を作成しています。内容の検討、条文の検討、その他法律や条例との整合性について検討をお願いします。

まず、前文について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料3・4に基づき、自治基本条例の構成、前文について説明

【田村委員長】 素案ということで説明していただきました。「市の一体感の醸成」「最高規範」の2点について、ご意見ををお願いします。

【委員】 前文に関しては、あれこれ入れてほしいという意見が出ましたが、市民会議では、簡潔でわかりやすい表現ということで合意ができています。「安曇野市は、雄大な北アルプス山麓に広がる・・・」という部分はなくても支障がないと思います。10年前の合併を最初に持ってきて、歴史ある地域です。先人の努力に想いをいたしということを次に持ってきたらと思います。「各地域の特性を活かしながら市の一体感の醸成を図り、・・・」という部分は先々の縛りになるかもしれません。基本的な考え方を入れておき、何もかも入れることは避けておくことが大事です。高齢化していく地域社会をどうするかということと雇用の確保が市民の関心事でした。今後、施策を打ち出すうえで邪魔になるのではなく後押しができる条例にすることが大事です。通してみても、同じようなことがあちこちに出てきます。削ぎ落としていく作業が必要だと思います。

【田村委員長】 前文については簡潔にという意見がありましたが、他の委員はどうですか。

【委員】 「隣接する3町2村の合併」だけでは、将来の人がわかるか不安です。簡潔にということに反するかもしれませんが、具体的に町村名を入れた方がいいと思います。

【委員】 「市の一体感の醸成を図り」は、除いてもいいと思います。市民一人ひとりが豊かに幸せで暮らすための役割を担っていけば、その結果として得られるものです。ここに入れる必要はないと思います。

【委員】 「市の一体感・・・」については、将来を考えた場合、今更、表に出す必要はないと思います。簡潔にしていきたいと思います。高齢化については重要ですが、どう表現すればいいか、悩ましいところです。

【田村委員長】 「市民と議会や市長は、・・・自治の基本理念の下、・・・」のあたりが難しいというか役所的な感じがします。格調がありながら、市民が身近に感じられる表現になればと思います。「北アルプス・・・」は無くてもいいという意見がありましたが、市民意識を考えれば、若干は入れた方がよいと感じます。

【委員】 安曇野市は、どこどこが合併しいつ誕生したことからはじめて、自然が豊かで歴史があって、それに想いをいたし、そのうえでさらにどう発展させていくかという書き方にしたらどうでしょうか。三段目の少子高齢化とか人口減少といった具体的なことについては、前文では、一つひとつふれていく必要はないと思います。

【田村委員長】 最初に合併、次いで安曇野市の自然などを若干入れながらという提案がありました。いかがでしょうか。

【委員】 「最高規範」を置き換える言葉はないでしょうか。

【事務局】 「最高の約束」、「一番大切な決めごと」、「最大限尊重する大切な決めごと」などの表現が見られます。2016年の調査ですと、何らかの形で「最高規範」としているのが43%あります。もちろん批判もあります。最高でなく原則というような位置づけにしているところが63%あります。また、

他に条例が無い場合に適用するとしているのが、37%という2008年のデータがあります。

【田村委員長】 「最高規範」も結構使われています。

【委員】 圧倒的に多いです。そもそも条例は相互に矛盾してはいけないものです。市政に関する基本的な理念を鮮明にすることは構いません。「最高規範・・・」で批判を受けたくなければ、「基本的な考え方」でもいいと思います。

【事務局】 安曇野市では議会基本条例が先にできています。調整が必要かもしれません。

【委員】 安曇野市の市政運営の土台となる考え方というようなことでもいいと思います。

【委員】 優先されるものであることが明確になっていけば、市民に受け入れやすい表現でいいと思います。

【委員】 市の憲法という表現はどうですか。

【委員】 「安曇野市の憲法」という言い方はあるかと思います。今後、「最高規範」といった場合にわからない人もでてくるのではないかという危惧があります。常に立ち返るということが明確であれば、「最高規範」に固執することはないと思います。

【委員】 議会基本条例において、市民と議会はどのような関係でしょうか。

【事務局】 議会基本条例は、市政運営、議会運営を整理し、市民に明らかにしたものです。

【委員】 自治基本条例は市民自らが作り上げてきたものです。市民が誇りを持ち、胸を張って俺たちの憲法だと言ってもらうには、「最高規範」でもいいと思います。

【田村委員長】 いろいろな意見が出てきましたが、事務局どうですか。

【事務局】 ストレートに「最高規範」と入れるかどうかですが、・・・。

【委員】 前後の文章ともあわせて考える必要があると思います。格式をもたせるなら最高規範もいいかもしれません。ただ、市民に理解していただくには解りやすい言葉がいいと思います。解りやすくという思いと、最高の条例にふさわしい言葉ということで悩みます。

【田村委員長】 「言葉のあや」ですが、案では「最高規範とも言える」という表現です。

【事務局】 健康というのは、一人ひとりが豊かで幸せに暮らすことに含まれるでしょうか。

【委員】 前文ですから一つひとつの言葉の定義の正確さよりは、格調高くを考えたほうがいいと思います。

【田村委員長】 いろいろな意見が出てきましたが、事務局よいでしょうか。

【事務局】 前文については、合併の関係をまずもってきて、それから安曇野の自然、歴史、先人の思いについて若干ふれ、高齢化と雇用の確保を見据えたうえで、最終的に自分たちの条例と思える決意をまとめるということによいでしょうか。

【田村委員長】 そんなキーワードでご検討をお願いします。続いて条例の位置づけについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料3に基づき、条例の位置づけについて説明

【田村委員長】 条例の位置づけについて説明していただきました。これについてご意見いかがでしょうか。

【委員】 第1条の目的と重複するところがあります。第1条と第2条を整理する必要があります。「この条例は、・・・定めるものであり」は削除していいと思います。

【田村委員長】 他にご意見なければ、ここについては整理していただくということをお願いします。続きまして「定義」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料3に基づき、市民の定義について説明

【田村委員長】 事務局から市民の定義について説明していただきました。議論があったところですが、いかがでしょうか。

【委員】 批判的な意見が出たことは事実ですが、確認した基本線を変える必要はないと思います。市の行政サービスを何から何でも平等にという誤解がありますが、そうではなく参画する権利を認めましょうということで市民の範囲を広くとらえました。ウの「その他」はいらないかもしれませんが、このままでいいと思います。

【田村委員長】 その方向でよいでしょうか。

【事務局】 アの（外国人）は必要でしょうか。

【委員】 あえて入れる必要はないと思います。市内に居住する人であれば同じです。かえって誤解を招くことにもなります。

【田村委員長】 皆さんはどうですか。よろしければ、次は住民の定義について説明していただきます。

【事務局】 資料3に基づき、住民の定義について説明

【田村委員長】 これについてはいかがでしょうか。

【委員】 居住するということは住民登録をしているということでしょうか。

【事務局】 住所を有する人が住民登録している人になります。住民票を持っていない人も住んでいるということで、居住する人としています。

【委員】 住民投票との関係はどうなりますか。

【事務局】 住民投票は、別にあえて定義しています。

【委員】 市内に居住する人ということであれば、先ほどの市民の定義と同じです。

【委員】 区のところが必要があって、ここで定義づけをしています。住民票なくてもアパートに暮らしている人、住民票あっても都会で住んでいる人などです。区では加入対象としてどうしていますか。

【委員】 対象としていますが、現実的にはほとんど加入していません。

【事務局】 実際どうかは別として、区の加入対象ということであげてあります。住民票を持って、他所にすんでいる人は対象になりますか。

【委員】 区では、居住する人を対象としていますから、住民票の有無は関係ありません。他所に住んでいる人は加入対象になりません。ただ、区から脱退せず赴任先にいつている人もいます。

【委員】 83区それぞれで対応が違っていると思います。

【委員】 確かに違うと思います。

【事務局】 例えば福祉給付の要綱とかありますが、その住民、市民と調整を図る必要がでてきます。基本となる条例と言うことで、ここでの定義がその他の条例・要綱に波及していくようでしたら研究しないといけません。

【委員】 区のところをやってから精査したらどうでしょうか。住民と言う定義をここに入れず、区のところの説明しておくことでも済むかもしれません。

【田村委員長】 区のところをやったうえで、考えたらということですがどうでしょうか。

【事務局】 ここは区の加入に努める人は誰かということですが。区のところに入れることができれば、それでいいと思います。

【田村委員長】 そんなことですっきりさせていただいて、後で振り返りたいと思います。それでは、次の住民投票の定義について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料3に基づき、住民投票の定義について説明

【委員】 先ほどの「住民」との関係で入った部分ですが、住民投票については、既に定着しています。章を起こしていますし、ここで説明する必要はないと思います。

【田村委員長】 先ほどの「住民」とも関係しますので、また、後で再検討したいと思います。それでは、次の区の定義について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料3に基づき、区の定義について説明

【田村委員長】 区の定義について説明がありました。いかがでしょうか。

【委員】 実態を素直に表現していると思います。

【委員】 区の章以外で出てこないなら、ここに出さなくてもいいと思います。

【田村委員長】 区の章でうたってあれば、ここで取り上げなくてもいいのではという意見です。住民や住民投票同様に、後でまた立ち返って検討したいと思います。

【委員】 「対等なパートナー」は、ともすれば物議を醸すのではと懸念しています。単なる連絡組織ではないことは承知していますが、・・・。

【委員】 区長会の設立時に、検討し確認しあったことです。

【田村委員長】 将来的に考えますと、目指す地域をつくっていくうえで区は重要ですし、強く打ち出すことも大事だと思います。

【委員】 現状、実態が備わっていない面があります。今後、ともに協働のまちづくりを進めていくうえでは言葉通りの対応をお願いしたいところです。

【委員】 運営に対する意見はあっても、区そのものを否定する意見はありませんでした。市にとって、区は細胞のような役割を担っています。区のところでもわかるように説明できればいいと思いますし、マニュアルを精査しておくことが必要と思います。

【事務局】 市区長会の定義が必要になります。あらためて提示させていただきます。

【田村委員長】 区長会に所属するがキーワードにもなりますので、検討をお願いします。次に、市の執行機関について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料3に基づき、市の執行機関の定義について説明

【委員】 他に、上下水道の公営企業があります。公平委員会は安曇野市だけでないということですか。

【事務局】 公平委員会は、一部事務組合と共同設置ですので削除します。それから、執行機関は明らかですので、すべてを羅列して定義する必要があるかについてもご検討いただきたいと思います。

【委員】 全てを削除でいいと思います。

【田村委員長】 それでは、ここはそういうことでお願いします。次に市の定義について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料3に基づき、市の定義について説明

【田村委員長】 いかがでしょうか。

【委員】 市の構成要素に住民を入れる説もあります。難しいところです。

【事務局】 他の条例・規則では、市という場合、議会を含んでいません。市という場合は、市の執行機関のみです。条例上では、市長としています。整理が必要です。

【委員】 「市長は」といえば、行政の組織全体を指す場合もあります。ただ、自治基本条例では、法律上の細かい位置づけまで入り込みたくありません。後で大きな問題がなければ、市の執行機関でいいと思います。

【委員】 「市議会及び」を取って「市の執行機関で構成する」では支障がありますか。

【事務局】 市を市の執行機関と定義し、その度に「市民、市議会、市」を並列して表記していくことにします。

【田村委員長】 そのようにお願いします。次に自治の定義について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料3に基づき、自治の定義について説明

【委員】 「意志」は「意思」です。そもそも自治の定義は必要ですか。

【委員】 自治基本条例ですから、今さらということで悩ましいところがあります。

【委員】 民主主義もそうですが、あえて掲げないと皆ができないという気がします。

【委員】 「民主主義」とか「自治」は、特別の状況のときは、意味が理解でき価値がわかるようです。現在は、「自治」が伝わりにくい状況かもしれません。

【田村委員長】 当たり前のことですが、今回はここに残すことにします。

【事務局】 自治体ということの意味合いもここで表現できているし、一人ひとりについても含まれるということでもよいでしょうか。

【委員】 いいと思います。

【田村委員長】 それでは、続いてまちづくりの定義についてお願いします。

【事務局】 資料3に基づき、まちづくりの定義について説明

【田村委員長】 いかがでしょうか。

【委員】 合併して10年になりますが、まだまだ課題があります。まちが良い方向に進むよう、この文言で残していいと思います。

【田村委員長】 他にいかがですか。よろしければ、そのまま残すということをお願いします。それでは、協働の定義についてお願いします。

【事務局】 資料3に基づき、協働の定義について説明

【田村委員長】 いかがでしょうか。

【委員】 市議会をいれる必要があります。「互いの」は「互いを」がいいと思います。

【田村委員長】 他にご意見ありますか。なければ、そのように修正をお願いします。ちょうど時間になりました。全体を通して何かありますでしょうか。なければ、今日はここで閉めたいと思います。次回は、第4条から始めます。その他ということで事務局からどうぞ。

【事務局】 この会議は3・4回の開催を予定しています。次回の会議ですが、10月11日（火）13:30からということをお願いします。

(7) 閉 会

【那須副委員長】 お疲れまでした。条例の骨格について検討していただきました。以上をもちまして、**第1回安曇野市自治基本条例検討委員会**を閉じさせていただきます。